



協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ

東京支部からのお知らせ

職場の皆様で
閲覧をお願いします

スマホからも閲覧OK! /

毎月20日頃更新中!

協会けんぽ Times



必見最新情報 健康な毎日を
サポートします



マイナンバーカードだけでは健康保険証として使用できません!

マイナ保険証※の登録はお済みですか?

令和7年12月2日より健康保険証は利用できなくなり、マイナ保険証の利用が基本となります。受診の仕方は変わりますが、これまでどおり3割(年齢等により1割または2割)の自己負担で医療機関等を受診できることに変わりありません。医療機関等を安心して受診するために、マイナンバーカードが健康保険証として利用登録されているか確認をお願いします。

※マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです



マイナンバーカードが健康保険証として利用登録されているか確認する方法

STEP 1

スマートフォンまたはパソコン等からマイナポータルにログインします。

STEP 2

ホーム画面の「証明書」>「健康保険証」を選択します。

STEP 3

健康保険証情報のページが表示されます。

- ・資格情報が表示される
→ 登録は完了しています。
- ・赤字で「未登録」と表示される
→ 「マイナンバーカードを健康保険証等として利用する」にチェックを入れ、「登録」を押します。



画像出典元: 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

その他の登録方法

マイナポータル上での登録以外に次の2つの方法もあります!



医療機関等のカード
リーダーから申し込む

受診時に簡単に
登録!



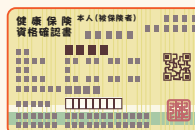
セブン銀行ATMから
申し込む

カードを入れて、
暗証番号を入力するだけ!

登録方法の詳細はこちら
(厚生労働省ホームページ)



マイナンバーカードを持っていない、資格確認をする際に家族や介助者等が同行する必要がある等、マイナ保険証による受診ができない方は、**資格確認書**をご利用ください。



令和8年1月から協会けんぽの各種健康保険給付等の申請がオンラインでできる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさんあります!ぜひご利用ください。

詳しくは
こちら



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

被扶養者状況リストのご提出をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者（ご家族様）が現在もその状況にあるかを確認するために、定期的に被扶養者資格の再確認を実施しております（健康保険法施行規則第50条）。

令和6年度に実施した再確認業務では、約**6.3万人**の被扶養者（ご家族様）が扶養解除となりました。

被扶養者資格の再確認は、皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

提出の流れ

- 1 協会けんぽから事業所あてに「被扶養者状況リスト」をお送りします。

送付時期-令和7年11月6日(木)-



ポイント

昨年度との
主な相違点

- ・令和7年度は、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って、「被扶養者状況リスト」をお送りします。
- ・リストに掲載されていない被扶養者（ご家族様）の確認は不要です。

- 2 リストに掲載されている対象者が今も被扶養者の状況にあるか確認してください。



次のいずれかに該当する被扶養者（ご家族様）をリストに掲載しています。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者（ご本人様）と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の年収が収入要件の額を超過している方

3 確認後の手続き

提出書類	提出先	ポイント
被扶養者状況リスト	協会けんぽ	・扶養解除となる対象者がいない場合でもご提出ください。 ・被扶養者状況リストは控えがないため、コピーを取ってから提出してください。
被扶養者異動届 (確認の結果、扶養解除となる場合のみ)	日本年金機構	電子申請または紙媒体*により提出してください。 ※日本年金機構ホームページよりダウンロードできます

被扶養者状況リストの提出期限 令和7年12月12日(金)

確認方法・収入要件等
詳しくはコチラ



発行元



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

・お問い合わせの際は、お手元に資格情報（記号・番号等）が確認できる書類をご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者（健康保険組合、国民健康保険等）にお問い合わせください。

マイナ保険証をご利用ください（現行の健康保険証は令和7年12月2日からご利用いただけません）